

岩手県告示第373号

浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）第8条第2項に規定する浄化槽管理士研修の期日及び場所は、次のとおりである。

令和3年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修の期日

(1) 第1回目 令和3年7月8日(木)

(2) 第2回目 令和3年10月7日(木)

2 研修の場所

(1) 名称 岩手産業文化センター

(2) 所在地 滝沢市砂込389番20

3 その他 詳細については、公益社団法人岩手県浄化槽協会に問い合わせてください。